

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会 運営要綱

第1 趣旨

番号制度の導入に伴い、地方公共団体において考えられる同制度を活用した事務の改善等に関する具体的な取り組み例やその際の留意点等について、実務的な検討を行うことを目的とする。

第2 名称

名称は、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」（以下「番号制度活用研究会」という。）とする。

第3 構成

- 1 番号制度活用研究会に座長を置く。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 番号制度活用研究会のメンバーは別に定める。

第4 議事

- 1 番号制度活用研究会の会議は座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に番号制度活用研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 その他

- 1 番号制度活用研究会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課が行う。
ただし、必要に応じ、内閣官房社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室の協力を得るものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、番号制度活用研究会の運営その他番号制度活用研究会に関し必要な事項は座長が定める。